

市区町村別集計項目(推進体制等)

滋賀県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)							
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
					17	15	8					19						
25	201	大津市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	大津市男女共同参画推進条例	2011年12月19日	2011年12月19日		おおつかがやきプランⅣ(大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画)	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
25	202	彦根市	女性活躍推進室	1	1	1	1	男女共同参画を推進する彦根市条例	2001年12月27日	2002年4月1日		彦根市男女共同参画計画ひこねかがやきプランⅢ	2022年4月1日	～	2034年3月31日	1	1	
25	203	長浜市	人権施策推進課	1	2	1	1				0	第4期長浜市男女共同参画行動計画	2023年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
25	204	近江八幡市	人権・市民生活課	1	2	1	1	近江八幡市男女共同参画推進条例	2012年3月26日	2012年4月1日		男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1	
25	206	草津市	男女共同参画センター	1	1	1	1	草津市男女共同参画推進条例	2008年12月24日	2009年4月1日		第4次草津市男女共同参画推進計画	2021年4月	～	2031年3月	1	1	
25	207	守山市	人権政策課	1	2	1	1	守山市男女共同参画推進条例	2015年3月26日	2015年3月26日		第4次守山市男女共同参画計画	2021年4月	～	2031年3月	1	1	
25	208	栗東市	自治振興課	1	2	1	1				3	栗東市ひとが輝くパートナープラン(栗東市男女共同参画プラン第6版)	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
25	209	甲賀市	商工労政課女性活躍推進室	1	1	1	1	甲賀市男女共同参画を推進する条例	2018年6月29日	2018年6月29日		第2次甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)	2017年7月	～	2029年3月	1	1	
25	210	野洲市	人権施策推進課	1	2	1	1	野洲市男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次野洲市男女共同参画行動計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
25	211	湖南市	人権擁護課	1	2	1	1				2	湖南市男女共同参画アクション2017計画	2017年4月	～	2027年3月	1	1	
25	212	高島市	人権施策課	1	2	1	1				0	第2次高島市男女共同参画プラン(改訂版)	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
25	213	東近江市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	東近江市男女共同参画推進条例	2014年12月19日	2015年4月1日		第3次東近江市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
25	214	米原市	人権政策課	1	2	1	1				0	第4次米原市男女共同参画推進計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
25	383	日野町	企画振興課	1	2	1	1				0	日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン2019～	2019年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
25	384	竜王町	未来創造課	1	2	1	1				0	竜王ベストパートナープラン	2019年4月	～	2024年3月	1	1	
25	425	愛荘町	みらい創生課	1	2	1	0				0	第2次愛荘町男女共同参画推進計画	2019年4月	～	2028年3月	1	1	
25	441	豊郷町	人権政策課	1	2	0	0				2						0	
25	442	甲良町	住民人権課	1	2	0	0				0							0
25	443	多賀町	総務課	1	2	1	0				0	多賀町男女共同参画計画	2023年3月	～	2033年3月	1	1	

<選択肢回答>

- |                                |                             |   |  |                                    |
|--------------------------------|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| <b>所属</b><br>1 首長部局<br>2 教育委員会 | <b>庁内連絡会議</b><br>1 有<br>0 無 | <b>男女共同参画に関する条例</b><br><b>現在の状況</b><br>1 2024年3月末までの制定を目的に検討中<br>2 2023年度以降の制定を目的に検討中<br>3 その他<br>0 検討していない | <b>男女共同参画に関する計画</b><br><b>女性活躍推進法の推進計画との関係</b><br>1 一体<br>0 一体でない<br><b>計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)</b><br>1 単独計画として策定<br>0 総合計画の一部として策定 | <b>現在の状況</b><br>1 策定予定有<br>0 策定予定無 |
|--------------------------------|-----------------------------|---|--|------------------------------------|

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			5									1	4	0	4	1	2	3	0
25	201	大津市	大津市男女共同参画センター		520-0047	大津市浜天津四丁目1番1号 明日都浜天津1階	077-528-2615	077-527-6288	http://www.city.otsu.lg.jp/		○			○	○				
25	202	彦根市	彦根市男女共同参画センター	ウイズ	522-0041	彦根市平田町670番地	0749-24-3529	0749-24-3529	https://www.city.hikone.lg.jp/kurashi/shisetsu/14/index.html		○		○					○	
25	203	長浜市																	
25	204	近江八幡市																	
25	206	草津市	草津市立男女共同参画センター	あい・ふらっと	525-0032	滋賀県草津市大路2丁目1番35号	077-565-1550	077-565-1518	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/jinken/danjosankaku/index.html		○		○		○				
25	207	守山市																	
25	208	栗東市																	
25	209	甲賀市																	
25	210	野洲市																	
25	211	湖南市																	
25	212	高島市	高島市働く女性の家	ゆめぱれっと高島	520-1621	滋賀県高島市今津町今津1640番地	0740-22-5775	0740-22-5775	http://npo-genki.com/home/josei/	○			○					○	
25	213	東近江市																	
25	214	米原市	米原市男女共同参画センター		521-0031	滋賀県米原市一色444番地	0749-54-2444	0749-54-3033	https://scplaza.jimdo.com		○		○					○	
25	383	日野町																	
25	384	竜王町																	
25	425	愛荘町																	
25	441	豊郷町																	
25	442	甲良町																	
25	443	多賀町																	

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

滋賀県

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			5					5	5	5	5	2	3	1	0	1	
25	201	大津市	大津市男女共同参画センター	1992年4月1日	6	1	9,192	○	○	○	○		○				
25	202	彦根市	彦根市男女共同参画センター	2003年10月1日	4	0	14,847	○	○	○	○	○	○				
25	203	長浜市			0	0	0										
25	204	近江八幡市			0	0	0										
25	206	草津市	草津市立男女共同参画センター	2021年5月6日	3	3	15,519	○	○	○	○	○	○			○	・男女共同参画に関する審議会 ・審議会やイベント等での託児支援
25	207	守山市			0	0	0										
25	208	栗東市			0	0	0										
25	209	甲賀市			0	0	0										
25	210	野洲市			0	0	0										
25	211	湖南市			0	0	0										
25	212	高島市	高島市働く女性の家	1993年4月1日	2	2	9,086	○	○	○	○						
25	213	東近江市			0	0	0										
25	214	米原市	米原市男女共同参画センター	2006年4月1日	6	0	30,297	○	○	○	○						えすしいマルシェ(女性活躍促進事業)
25	383	日野町			0	0	0										
25	384	竜王町			0	0	0										
25	425	愛荘町			0	0	0										
25	441	豊郷町			0	0	0										
25	442	甲良町			0	0	0										
25	443	多賀町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2		宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		副町村长数	うち		副町村长数	自治会長数	うち			
			宣言年月日	宣言名称			女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)			女性副町村长数	女性比率(%)	女性自治会長数	女性比率(%)
			2			13	0	0.0	14	0	0.0	6	0	0.0	4	0	0.0	3,346	178	5.3
25	201	大津市	1998年9月22日	ひとが輝く男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							723	81	11.2
25	202	彦根市				1	0	0.0	1	0	0.0							326	21	6.4
25	203	長浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							426	4	0.9
25	204	近江八幡市				1	0	0.0	0	0								167	8	4.8
25	206	草津市				1	0	0.0	2	0	0.0							220	21	9.5
25	207	守山市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	3	4.2
25	208	栗東市	2002年3月22日	栗東市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							125	17	13.6
25	209	甲賀市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	2	1.0
25	210	野洲市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	3	3.3
25	211	湖南市				1	0	0.0	0	0								43	1	2.3
25	212	高島市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	2	1.0
25	213	東近江市				1	0	0.0	2	0	0.0							390	10	2.6
25	214	米原市				1	0	0.0	1	0	0.0							108	3	2.8
25	383	日野町										1	0	0.0	1	0	0.0	83	2	2.4
25	384	竜王町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
25	425	愛荘町										1	0	0.0	1	0	0.0	61	0	0.0
25	441	豊郷町										1	0	0.0	0	0		14		0.0
25	442	甲良町										1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
25	443	多賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード															
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他										
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)		
	小計			911	841	12,109	4,133	34.1	742	691	9,293	3,178	34.2	113	81	686	148	21.6	405	47	11.6	502	54	10.8								
25	201	大津市	40.0	2025年3月	88	84	889	327	36.8	法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等	82	79	853	317	37.2	6	5	36	10	27.8	37	6	16.2	38	6	15.8	1		1		1	
25	202	彦根市	40.0	2034年3月	53	48	709	185	26.1	法律または政令により設置されている審議会等	53	48	684	189	27.6	6	4	56	10	17.9	31	2	6.5	32	2	6.3	2	2022年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
25	203	長浜市	40.0	2024年3月	55	52	711	261	36.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	55	52	711	261	36.7	6	4	40	11	27.5	0	0	0.0	29	1	3.4	1		1		1	
25	204	近江八幡市	審議会等における女性委員の割合が40~60%である審議会等の割合が50%以上	2030年3月	99	89	1,545	441	28.5	地方自治法第180条の5に定める行政委員会・地方自治法第202条の3に基づく審議会等・規則や要綱等に基づく審議会等・その他	42	40	718	189	26.3	6	3	40	6	15.0	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1		1	
25	206	草津市	50.0	2026年3月	85	82	1,133	454	40.1	法律、条例、規則および要綱により設置されている懇談会、会議等	71	71	865	370	42.8	6	4	40	8	20.0	0	0	0.0	21	5	23.8	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
25	207	守山市	40.0	2026年3月	65	63	802	281	35.0	地方自治法第138条の4第3項に基づく法律または条例の定めにより設置された附属機関、および規則または要綱等の定めにより設置されたその他の審議会等	34	32	394	121	30.7	6	4	28	7	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1	
25	208	栗東市	40.0	2024年3月	52	49	644	226	35.1	市長が委嘱する審議会、委員会	52	49	644	226	35.1	6	4	30	5	16.7	0	0	0.0	31	1	3.2	2	2022年10月1日	2	2022年10月1日	2	2022年10月1日
25	209	甲賀市	40.0	2029年3月	87	82	1,123	345	30.7	法律又は条例、要綱の定めにより設置された市の附属機関等	46	45	556	190	34.2	6	5	35	8	22.9	45	8	17.8	46	8	17.4	1		1		1	
25	210	野洲市	40.0	2026年3月	79	72	1,311	473	36.1	市長等が任命又は委嘱する審議会、委員会等	56	50	681	271	39.8	6	5	42	13	31.0	25	4	16.0	26	4	15.4	1		1		1	
25	211	湖南市	40.0	2025年3月	49	45	614	206	33.6	附属機関(地方自治法第202条の3に定める附属機関)	49	45	614	206	33.6	6	5	31	10	32.3	27	3	11.1	28	3	10.7	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日
25	212	高島市	50.0	2027年3月	42	37	533	203	38.1	地方自治法202条3に定める法律・条例に基づく附属機関附属機関に準ずる委員会	36	32	498	194	39.0	6	5	35	9	25.7	41	7	17.1	42	7	16.7	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
25	213	東近江市	40.0	2027年3月	53	48	939	352	37.5	地方自治法202条3に定める法律・条例に基づく附属機関附属機関に準ずる委員会	33	30	504	158	31.3	6	5	56	11	19.6	39	2	5.1	40	2	5.0	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
25	214	米原市	35.0		66	58	658	225	34.2		55	48	589	199	33.8	6	5	36	6	16.7	27	2	7.4	28	2	7.1	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1	
25	383	日野町	30.0	2029年3月	10	9	206	81	39.3	法令・条例に基づく審議会等	21	20	274	84	30.7	6	3	31	5	16.1	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1		1	
25	384	竜王町	50.0	2024年3月	21	16	202	52	25.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	14	12	158	45	28.5	6	4	30	7	23.3	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1	
25	425	愛荘町									14	12	157	48	30.6	6	5	27	7	25.9	17	2	11.8	19	2	10.5	1		1		1	
25	441	豊郷町	50.0 40%~60%	2029年3月	7	7	90	21	23.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会等内閣府の実践する地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査	6	6	74	19	25.7	6	3	30	4	13.3	16	2	12.5	17	2	11.8	1		1		1	
25	442	甲良町									6	4	61	16	26.2	5	3	27	4	14.8	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1	
25	443	多賀町									14	13	138	46	33.3	6	5	36	7	19.4	20	5	25.0	21	5	23.8	1		1		1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
		大津市												3	3	120	29	24.2	0	0	0	0				
		彦根市												1	1	37	1	2.7	0	0	0	0				
		長浜市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		近江八幡市												1	1	78	25	32.1	0	0	0	0				
		草津市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		守山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		栗東市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		甲賀市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		野洲市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		湖南市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		高島市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		東近江市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		米原市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		日野町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		竜王町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		愛荘町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		豊郷町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				
		甲良町												1	1	5	3	60.0	0	0	0	0				
		多賀町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0				



調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	府	町	村	コ	ロ	ド	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																							
										問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)																
										議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他												
										16	1の合計	19	0	19	0					19	19	19	19	19	15								
										4	2の合計	0	14	0	19					0	0	0	0	0	0								
										0	3の合計	0	5		0					0	0	0	0	0	0								
										0	4の合計	0	0		0					0	0	0	0	0	1								
25	201	大津市								1	大津市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、文書等(別表に掲げるものを除く。)に旧姓を使用することができる。	大津市議会	1	3	1	大津市議会会議規則 (欠席の届出) 第3条 議員は、公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助、忌引その他のやむを得ない事由により会議を欠席するときは、その理由を明示し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため会議を欠席するときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2					1	1	1	1	1	1						
25	202	彦根市								1	彦根市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定め、もつてすべての職員が互いの個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備することを目的とする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令および条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用できる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、婚姻等により戸籍上の氏を改めたため彦根市職員の職務に関する規程(昭和40年彦根市訓令第10号、以下「職務規程」という。)第8条に規定する氏名変更届を届け出る際に、またはその届出の後速やかに、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上または事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 ただし、市長は、特別の必要があると認めるときは、別表に掲げる文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用の承認をしないことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により、その旨を所属長を経由して当該承認を受けた者(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。 (承認の取消) 第6条 市長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上または事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。 (旧姓使用者等の責務) 第8条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民または職員に混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (書類の提出) 第9条 この要綱に基づき市長に提出すべき書類は、所属長を経て人事課長に提出するものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。  付 則 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から平成12年6月15日までに、所属長を経由して人事課長に第4条第2項の旧姓使用承認申請書を提出することにより第5条の承認を受けることができるものとする。  別表(第3条関係) (1)職員録 (2)職員配置図 (3)名刺 (4)事務分掌表	彦根市議会	1	2	1	彦根市議会会議規則第2条第2項 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、 運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、 運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	問12-3で1. を 選択した場合、 出生に係る産前 産後期間の明記 はあるか。	問12-4で1. を 選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5		問12-6		問12-7			
											問12-1で1. を 選択した場合、休 暇期間の報酬に ついて減額の特 定はあるか。	問12-1で1. を 選択した場合、 問12-5で1. を 選択した場合、 問12-6で1. を 選択した場合、 該当部分の条文 (本文)を記入し てください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めていない。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
25	202	彦根市	1	(5)職務分担表 (6)起案文書(回議書等における起案者の氏名表示) (7)決裁文書、供覧文書等に係る押印(公開審査等の押印を含む。) (8)復命書 (9)研修受講報告書 (10)事務引継書 (11)彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)、彦根市公有財産事務取扱規則(昭和39年彦根市規則第12号)等に定める会計事務帳票および証憑書類のうち専ら組織内部で使用する文書(請求行為に係るものおよび委任事項に係る受任者の決裁を除く。) (12)被服費と簿 (13)公務使用自家用自動車等(彦根市職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和40年彦根市規則第14号)別記様式) (14)住所簿(服務規程様式第2号) (15)出勤簿(服務規程様式第4号) (16)遅刻、早退、一時外出、欠勤届(服務規程様式第5号) (17)営利企業等従事許可届(服務規程様式第6号の2) (18)時間外勤務等命令簿(服務規程様式第7号) (19)当直勤務命令簿、当直日誌(服務規程様式第9号、第10号) (20)年次有給休暇簿(服務規程様式第11号) (21)特別休暇簿(服務規程規則様式第12号) (22)病欠休暇簿(服務規程様式第13号) (23)介護休暇簿(服務規程様式第14号) (24)週休日振替簿(服務規程様式第15号) (25)代休日指定簿(服務規程様式第16号、第17号) (26)ボランティア活動計画書(服務規程様式第18号) (27)手当(児童手当を除く。)に係る届、認定簿、実績簿および勤務状況報告書 (28)職員互助会に係る文書 (29)名前札 (30)研究論文等の発表 (31)前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で所長が認めるもの														
25	203	長浜市	1	長浜市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	長浜市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
25	204	近江八幡市	1	近江八幡市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	近江八幡市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
25	206	草津市	1	草津市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上または事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	草津市議会	1	3	1		2			1	1	1	1	1	1
25	207	守山市	1	守山市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令および条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	守山市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
25	208	栗東市	1	栗東市職員旧姓使用取扱規定 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	栗東市議会	1	3	1		2			1	1	1	1	1	1
25	209	甲賀市	1	甲賀市職員旧姓使用取扱要綱 第2条第1項 職員は、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	甲賀市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間を明記した規定はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7								
				1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. 産前産後期間を明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 産前産後期間を明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他	配偶者の 出産		育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
25	210	野洲市	野洲市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	野洲市議会	1	2	1	野洲市議会会議規則 (欠席の欠席) 第2条 議員は、次に掲げる場合は、会議を欠席することができる。 (略) (3) 議員の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内	2			1	1	1	1	1	1	
25	211	湖南市	湖南市職員旧姓使用取扱規程 第1条 職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	湖南市議会	1	3	1	湖南市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
25	212	高島市	高島市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、法律、法律に基づく命令、条例および規則の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。	高島市議会	1	2	1	高島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
25	213	東近江市		東近江市議会	1	2	1	東近江市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
25	214	米原市	米原市職員旧制使用取扱規程 (旧制の使用)第2条 職員は、法令および条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、簡易な文書等で職務執行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	米原市議会	1	2	1	米原市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第19条第2項 委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
25	383	日野町	日野町職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上または事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	日野町議会	1	2	1	日野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
25	384	竜王町		竜王町議会	1	2	1	竜王町議会会議規則第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
25	425	愛荘町	愛荘町職員旧姓使用取扱規定 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令および条例等の規定に反するおそれのない、専ら組織内部で使用している文書等について、職務上または事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	愛荘町議会	1	2	1	愛荘町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
25	441	豊郷町		豊郷町議会	1	2	1	豊郷町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から、当該出産日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
25	442	甲良町	甲良町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	甲良町議会	1	2	1	甲良町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
25	443	多賀町		多賀町議会	1	3	1	多賀町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。			
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 ラ ( 規 ス が 定 メ ン 有 倫 理 防 規 止	2 す る 議 員 ラ ス 向 け 相 談 室 を 設 置 し て い る	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
			0	2	8					3	0	1	4		3			
			0	2	1	6	0	2		5	5	2	5		15			
			0	0	10					11	3	16	1		1			
			19	15								9						
25	201	大津市	4	4	3					3		3	1		2		大津市議会議員の通称等の使用に関する規程 第3条 議員は、あらかじめ議長の承認を得て、在任中、通称等を使用することができる。ただし、次に掲げる書類等については、この限りでない。 ① 議員の履歴に関する書類 ② 在職証明書その他の証明書 ③ 大津市議会会議規程(平成26年議会議長告示第1号)第50条第1項の辞表 ④ 議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類 ⑤ 源泉徴収票 ⑥ 市議会議員共済会に対する報告等に関する書類 ⑦ 叙位及び叙勲の申請に関する書類 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、通称等の使用により実務上の支障が生じるおそれがあると議長が判断するもの	
25	202	彦根市	4	4	1	1				2	3	3	2		2			
									チームでハラスメントについて議論している。									
25	203	長浜市	4	2	1			3		1	3	3	2		1		長浜市地域防災計画 【2-1-3】 第2 平常時における各部局の防災関連業務 災害発生時において、迅速かつ的確に緊急活動を行うためには、平常時からの各課(室)における取組みが重要である。したがって、各課(室)は、平常時の業務に關係する概ね次表の防災関連業務一覧に示した事務の実施に努める。 また、男女共同参画の視点から、市民協働部が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、防災危機管理局と市民協働部が連携し災害発生時の活動を明確化しておくよう努めるものとする。 【3-1-23】 【災害対策本部 任務分担表】 災害対策本部における各部局の所掌する業務は、概ね次のとおりである。 男女共同参画の視点から、市民協働部が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、防災危機管理局と市民協働部が連携し災害発生時の対応を明確化しておくよう努めるものとする。	
25	204	近江八幡市	4	4	1	1				1	3	3	1		2		近江八幡市議会議員の通称等の使用に関する規程 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合、当該認定を受けた通称名 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	2. 議員向け研修を行っていますか。	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定はありますか。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
25	206	草津市	4	4	3					3		3	1	2		
25	207	守山市	4	4	1	1				3		3	4	2		
25	208	粟東市	4	1	1	1				3		3	4	2		
25	209	甲賀市	4	2	1	1				2	2	2	4	2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定(ハラスメント防止)を設けること 2. 議員向け研修を行うこと 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
25	210 野洲市	4	4	3				3		1	野洲市議会議員旧姓使用取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は野洲市議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓) 第2条 この要領における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、氏を改めた者の婚姻前の戸籍上の氏をいう。 (承認) 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分に関する届出書類 (3) 投票票 (4) 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票(給与支払報告書)の名義 (6) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (7) 全国市議会議員団体補償制度、全国市議会議員医療保険制度加入申請等書類 (8) 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合に関する報告書及び請求書(議員現況報告書を除く) (9) 叙勲等表彰の申請書類 (10) 提出先の機関等が旧姓の使用を認めていない書類等 (11) その他、旧姓使用によって、実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が判断するもの	2		
25	211 湖南市	4	4	2				2	2	2		3		
25	212 高島市	4	1	1	1	高島市議会議員政治倫理規則 第3条第1項第7号 その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、または圧力をかける行為およびセクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		2	2	3		2		
25	213 東近江市	4	4	3				3		3		2		
25	214 米原市	4	4	3				3		3		2		
25	383 日野町	4	4	3				3		3		1	日野町指定避難所運営マニュアル 指定避難所運営委員会に女性も参加することなど、男女共同参画の視点に配慮した指定避難所運営を行います。	
25	384 竜王町	4	4	3				2	2	1		2		
25	425 愛荘町	4	4	3				3		3		1	愛荘町地域防災計画(一般対策編) 第1部 総則 第1章 計画の方針 第2部 計画の基本方針 (3) 要配慮者への支援、多様な視点による対応 少子高齢化、人口の偏在、隣保精神の衰退、グローバル化等による社会情勢の変化を踏まえ、要配慮者(高齢者、障がい者等)の多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努める。	
25	441 豊郷町	4	4	3				3		3		2		
25	442 甲良町	4	4	3				3		3		2		
25	443 多賀町	4	4	1		3	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。	1	2	3		2		